

FOR TOMORROW

しづや 法人

法人会
消費税期限内納付
推進運動



お正月(平澤幸子画)

2007.1
No.467
平成19年

あけまして おめでとうございます

新年のあいさつ	3
税務コーナー(法人税・源泉所得税・印紙税・都税)	6
法人会事業アラカルト	9
歴史に学ぶ戦国人間学	11
新入会員のご紹介	14

法人会掲示板 1^睦月

法律無料相談会

日 時：1月18日(木) 午後1時～4時
 会 場：渋谷法人会館
 担当弁護士：前田俊房先生
 尚、簡単な相談は電話でも受け付けます。
 電話 03(3461)0758

相続対策セミナー

日 時：1月25日(木) 午後1時30分～4時
 会 場：渋谷商工会館2F
 講 師：税理士 大矢 博氏
 申し込み 12月号のチラシで確認の上FAX下さい。

所得税確定申告について

日 時：1月30日(火) 午後1時30分～3時30分
 会 場：渋谷商工会館2階
 講 師：渋谷税務署担当官
 申し込み 12月号のチラシで確認の上FAX下さい。

印紙税研修会

日 時：2月6日(火) 午後2時～3時30分
 会 場：渋谷法人会館3階
 講 師：渋谷税務署担当官
 申し込み 12月号のチラシで確認の上FAX下さい。

1月実施する主な事業（上記以外）

- 1月11日(木) 新年賀詞交歓会
- 1月16日(火) 12ブロック税務講習会
- 1月16日(火) 新設法人説明会
- 1月17日(水) 源泉研究会部会研修会
- 1月23日(火) e-Tax委員会
- 1月26日(金) 女性部会新年会
- 1月29日(月) 15ブロック新年会

定例説明会等のお知らせ

《税務無料相談》

日時 1月10日(水) 午後1時～4時
 場所 渋谷法人会館

《税務無料相談》

日時 1月22日(月) 午後1時～4時
 場所 渋谷法人会館

《決算法人説明会》

日時 1月19日(金) 午後1時30分～4時
 場所 渋谷区立商工会館2F

該当の会社は是非ご出席下さい。

申告書用紙等発送予定日
 法人税・消費税の確定申告書等

決 算 期	発送予定日
18年12月	19年1月30日

表紙スケッチ◎お正月

明けましておめでとうございます

大晦日を境にして年が改まると、なんとなく気持ちまでもが新たになる不思議をいつも思います。そして、お正月には和服がいいなあと思うのです。忙しさから一時解放されてゆっくり過ごしたいものです。本年もよろしく願い申し上げます。

ずい ほう
貸ビル経営・管理 瑞宝興業株式会社
 “信頼”と“実績”をモットーにしています。



渋谷ビル経営者協会会員
www.zuiho-k.co.jp

代表取締役 稲垣俊勝 渋谷法人会常任理事
 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-8-4 第7瑞穂ビル
 電話 03-5379-2201 FAX 03-5379-2180
 e-mail zuiho@mua.biglobe.ne.jp

新年の
ご挨拶

渋谷法人会の会員の皆様、新年おめでとうございます。御家族共々良き新年をお迎えになったこととお慶び申し上げます。

旧年中は皆様の御協力によりまして、法人会の事業活動も予定通り消化することが出来ており、厚く御礼を申し上げます。

扱て、昨年の我国の経済は「いざなぎ景気」を越える拡大が続き、新しく生れた安倍政権は「財政再建は経済の活性化によって成しとげる」と言っておりますから、この景気は長期間続くことが期待されています。

しかしながら同時にいわれている言葉は「格差」というものであります。

大企業と中小企業との格差、業種による格差、地域間の格差、雇用形態による格差等々、自由な市場経済を良しとすれば当然の結果ではありますが、日本の国民性としては「等しからざるを憂う」というものですから今年はこの問題となる可能性は大きいと思われまます。個人消費がなかなか伸びない中での景気回復ですから、中小、零細企業の多い法人会の会員の皆様の事業の展開は難かしいことも多いと思われまます。やはり国や地域を活性化させるものは中小企業であることは確かなことですから、ここが一番頑張っておられることをお願いします。

一方、法人会も公益法人の改革もあり、郵政民営化によって簡保の事務代行の収入が減るなど難問が山積しておりますが、これも何等かの手を打っていかねばなりません。

その為にも、法人会が活性化していることが大切なことで、会員増強月間は終わりましたが今後とも、新しい仲間を増していかねばなりません。

本年が会員の皆様にとっても、法人会にとっても、少しでも良い年であることを願っております。



社団法人渋谷法人会

会長 **宇野澤 虎雄**

謹賀新年

本年も一層の
ご協力をお願いします (順不同 敬称略)



会長	宇野澤 虎雄	常任理事	和田 富士雄	理事	桑原 保	理事	安原 喜一郎
副会長	村田 忠彦	"	福田 勝則	"	小松 良郎	"	滝島 聡
"	柳田 道康	"	田中 茂	"	小林 英雄	"	鈴木 庄治
"	五月女 進一	"	奥畑 茂	"	浅妻 正行	"	卯月 弘
"	八木原 保	"	村田 英郎	"	近藤 英三	"	上原 昭男
"	石田 重仁	"	稲垣 俊勝	"	伊藤 哲	"	鈴木 正彦
"	岩田 利延	"	藤田 幸直	"	新居 常男	"	野口 アキラ
"	福井 貞夫	"	久世 義昭	"	福井 恒夫	"	甲田 幸男
"	多治見 孝子	"	百瀬 智	"	山崎 登美子	"	須藤 昭一
常任理事	平野 垣雄	"青年部会長	御供 洋介	"	平田 弁次	"	宮岡 誠穂
"	雨宮 孝幸	"女性部会長	森 美恵子	"	斎藤 敏郎	"	樋泉 涼秀
"	黒澤 公博	理事	山田 隆男	"	有馬 清種	"	羽根田 忠夫
"	鈴木 猛	"	加藤 清治	"	星野 勇介	"	高野 喜好
"	柴田 修	"	佐藤 俊雄	"	渡邊 好弘	"	大坪 新一
"	名取 康治	"	長島 祐司	"	高木 總輔	監事	遠藤 彦吉
"	藤木 庸佑	"	東 宣昭	"	東 達夫	"	斎藤 豊太郎
"	長谷川 隆	"	朝倉 徳道	"	荻 英夫	"	大塚 巖
"	梅原 伸二郎	"	海老澤 宏	"	福田 武敬	専務理事	相澤 悟
"	堀内 利夫	"	杉浦 賢吉	"	中村 浩士		
"	杉本 一二	"	石井 沙与子	"	村田 晋一		
"	穴戸 英健	"	大塚 英雄	"	柳沢 憲輔		

法人会は良き経営者の集りです

新年の
ご挨拶

新年明けましておめでとうございます。
平成19年の年頭にあたりまして、社団法人渋谷法人会の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政全般に対しまして、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、渋谷法人会におかれましては、各種研修会や講演会、会員相互の交流事業などを積極的に展開されております。また、税務行政に対し、「税を考える週間」事業、税務知識普及のための研修会の実施など、多種多様な、ご支援をいただいておりますことに、心から敬意を表するとともに深く感謝申し上げます。

特に、現在、私どもが最重要課題として取り組んでおりますe-Taxの利用普及につきましては、法人会の中に「e-Tax推進協議委員会」を設置し、情報の提供や研修の企画などを実施していただき、重ねてお礼申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化、経済の国際化、高度情報化などの進展から、社会・経済システムが変化し、税務の仕事は一層、複雑で困難なものとなっております。

こうした中、私どもは、命題である「適正公平な課税の実現」に向け、納税者利便の向上を図りつつ、今後も努力を傾注してまいり所存でございます。

皆様方には、従前から税務行政に多大なご支援を頂戴しているところでございますが、本年も引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年頭にあたり、社団法人渋谷法人会と会員の皆様にとりまして、本年が更なるご発展とご繁栄の年となりますよう祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。



渋谷税務署
署長 **伊東 貞**

新年の
ご挨拶

新年あけましておめでとうございます。平成19年の年頭にあたりまして、社団法人渋谷法人会の皆様に謹んで新年のお祝いを申し上げます。

旧年中は、宇野澤会長をはじめ、役員並びに会員の皆様には、東京都の税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、都政を取り巻く社会経済状況は、急速な少子高齢化やグローバル化などが一層進展してきておりますが、昨年、オリンピックの国内候補都市に決定するなど、都としても新たな局面を迎えております。今後の都政においては、社会資本ストックの更新や人口減少社会への備えなど、東京の直面する課題に着実に応えとともに、安全で活力と魅力あふれた世界都市東京を実現するため、将来を見据えた様々な先進的施策に積極的に取り組んでまいります。

これらの施策を推進していくためには、必要な歳入を確保していくことが不可欠であり、都税の徴収を担当する渋谷都税事務所といたしましては、本年も適正かつ公平な税務行政の推進に努めてまいり所存でございます。

渋谷法人会の皆様には、東京都の税務行政に対しまして、なお、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

この新しい年が、渋谷法人会と会員の皆様にとりまして、更なるご発展とご繁栄の年となりますよう心から祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。



東京都渋谷都税事務所
所長 **杉浦 謙二**

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

法人会の皆様にはご家族お揃いでお健やかな初春をお迎えされたこととお慶び申し上げます。

昨年は税理士会渋谷支部の多くの会員が税務相談等の講師として企業の皆様と接する機会を頂きましたこと厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の日本経済は製造業を中心に設備投資が旺盛で景気拡大はいざなぎ景気を超え、戦後最長となったとのことです。しかし、中小企業にとってはその実感は乏しく、また、個人所得は一向に伸びていません。

政府は、中小企業政策の更なる充実を図るべきであると思います。一方、経営者にとっては、自社の長所を利益に結び付ける努力が必要と思います。他社にない我が社の素晴らしい点を大事に育てることが、企業価値を生み出す原点になるものと思います。

税理士会では、加重的負担を強いる税制の廃止や中小企業の立場にたった税制改正等を要望しています。今年こそは中小企業に力強い活力が戻ってくることを願うものであります。

また税理士会では、電子申告、電子納税についても使い勝手の良い仕組みになるよう要望しています。そして、法人会の皆様が電子申告等に積極的に参加できるよう、応援体制を整えています。

どうぞ法人会々員の皆様、時代の変化変革を見据え、積極的な企業経営にあたられますことを望みまして、新年のご挨拶と致します。



東京税理士会渋谷支部
支部長 **小野 浩道**



「ゆのむむ」の話題 あれこれ

新語アナリスト **亀井 肇**

ビジネス格言集

2007年の干支である「猪」は、十二支の動物の中でも、ウサギやウマ、ヒツジ、サル、トリ、イヌ、ネズミなどのように日常生活の中で見かけるものではなく、あくまでも狩りの対象としての動物であることから、日常生活に則した「格言・ことわざ」はそれほど多くない。

【猪突猛進】

人間が猪を見かけることはほとんどない。ただかつて見かけた時には、猪は人間に自分の領分を侵されたと思って、それを排除しようとして一心不乱に突き進んで来る。そうした突進してくる猪の生態を表現して「猪突猛進」と昔の人は表現した。このような猪の行動から、脇目もふらず、後先もかまわず、もの凄い勢いで一直線に進むことを言い表す表現として用いられるようになった。

人間をそれなりに評価するものとしてよりは、あることに向かって他のことを一切気にせず、周囲を顧みることなく遮二無二突き進むという単細胞人間を指すことが多い。

【山より大きな猪は出ぬ】

猪は大きい獣であると言われているけれども、山の中にいる猪はあくまでもその山に住んでいるのであって、その山よりは大きいことはありえない。

つまり、容れものよりも大きな中身のものはないということであって、我々の実力も能力以上に発揮することはできない、ということの意味する。人間は、自分にあった実力で行動しなければならぬということの意味している。

【一龍一猪】

「いちりゅう・いっちょ」あるいは「いつはりゅう・いつはちょ」と読む。唐の詩人である韓退之の詠んだ『符讀書城南』の中に出てくる表現である。

人は学問を始める時には、まったく同じような状態で始めるのであるが、その後、各人が努力を積むか積まないかで大きな差が出てくる。努力を重ねた人はついには天に上る龍となり、努力をしない人は野をさまよう猪となってしまうということ。

人間にとっては、一生が勉強であり、いつも常に本を読んだり、学識に富んだ人の話を聞くといった自己啓発に努めている人と、まったくそうしたことをしないのでんべんだらりと暮らしている人との間には「天と地」との間ぐらいの大きな差が出てくる。

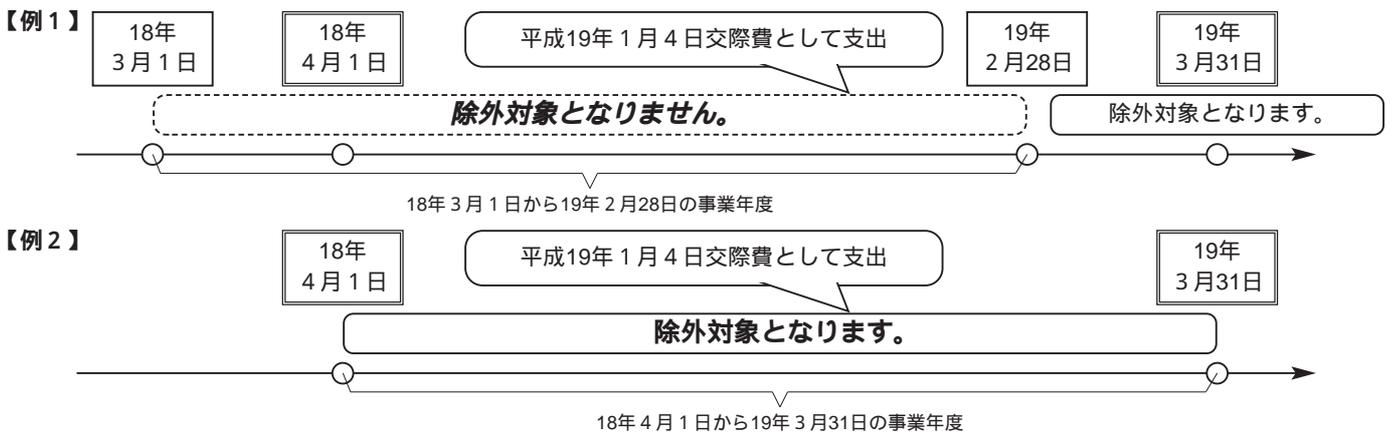
法人税 ひとくちメモ

Q 損金不算入となる交際費等の範囲から除かれることとなった飲食費は、平成18年4月1日以後に支出するものから適用されるという理解でよいでしょうか。

A 適用の可否は支出した事業年度がいつ開始したのかで判定します。

法人の支出する交際費等の損金不算入制度について、損金不算入となる交際費等の範囲から1人当たり5,000円以下の飲食費が一定の要件の下で除外されましたが、その適用関係については、**法人の平成18年4月1日以後開始する事業年度分又は連結事業年度分の法人税について適用**されることとされていますので（改正法附102）、結果として、当該事業年度または連結事業年度が開始している法人（次の【例2】の場合）の支出する交際費が対象となります。

平成19年1月4日に支出した交際費について19年2月決算法人と19年3月決算法人での適用関係の違いを次の例で比較します。



このように、交際費として支出した日が同じであっても、適用除外になる場合、ならない場合とに差が生じることとなります。つまり、その法人の事業年度等を基礎とした適用関係となり、支出ベースでの適用関係とはなりません。したがって、平成18年4月1日以後に支出した1人当たり5,000円以下の飲食費について、その支出した日の属する事業年度が平成18年4月1日以前に開始した事業年度等である法人（【例1】の19年2月期の場合）には、交際費等の範囲から除外することはできません。

詳しくは、法人課税第1部門審理担当もしくは税務相談室にお尋ねください。TEL03-3463-9181
国税庁ホームページ「<http://www.nta.go.jp>」もあわせてご覧ください。

印紙税

Q&A

消費税及び地方消費税の区分記載後に一括値引きした場合の記載金額

Q 消費税及び地方消費税を区分記載した後に、一括値引きした場合の記載金額の取扱いについて説明してください。

A 第1号文書、第2号文書の契約書及び第17号文書の受取書の記載金額について、消費税及び地方消費税を区分記載し、ここから更に一括して値引きした金額を記載した場合には、値引き後の金額が記載金額となります。

(例1) 請負契約書

請負金額	5,000,000円
消費税等	250,000円
計	5,250,000円
値引	100,000円
請負金額	5,150,000円

(例1)は、値引き後の請負金額について、一括値引き後の消費税及び地方消費税が区分記載されていませんから、記載金額は、一括値引き後の請負金額515万円になり、印紙税額は1万円（第2号文書）になります。

(例2) 請負契約書

請負金額	5,000,000円
消費税等	250,000円
計	5,250,000円
値引	100,000円
請負金額	5,150,000円
(消費税等245,238円を含む。)	

(例2)は、値引き後の請負金額について、消費税及び地方消費税245,238円が区分記載されていますので、消費税及び地方消費税の金額を控除した4,904,762円が記載金額になり、印紙税額は2千円（第2号文書）になります。）

詳しくは、法人課税第3部門までお尋ねください。
TEL 3463 - 9181（内線 5032～5034）

源泉所得税

Q&A

日英新租税条約の適用を受けるための手続
(日英新租税条約関係)

Q わが社では英国法人Aに対してAの有する著作権の使用料を支払っています。

英国法人へ支払う著作権の使用料については、平成19年1月1日以降支払う分についてはわが国の租税が免税となる特典があると聞きましたが、特典を受けるためにはどのような手続が必要でしょうか。

A 「租税条約に関する届出書」のほか「特典条項に関する付表」及び「居住者証明」等が必要です。

【解説】

先般、「所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約」(以下「新条約」といいます。)が平成18年10月12日に発効し、源泉所得税については平成19年1月1日から適用開始されることになりました。

新条約の主な内容は、以下のとおりです。

投資所得の源泉地国課税(限度税率)の引下げ

		改正前	改正後	日米条約(参考)
配当	親子間	10% →	免税又は5%	免税又は5%
	その他	15% →	10%	10%
利子		10% →	免税(金融機関等) 10%(その他)	免税(金融機関等) 10%(その他)
使用料		10% →	免税	免税

租税回避防止のための措置

- ・特典条項の導入
- ・匿名組合への適正な課税の確保

支払を受ける者が、租税条約の適用により所得税の税率軽減や免除を受ける場合には、「租税条約に関する届出書」を対象となる支払を受けるときまでに、支払者を通じ、支払者の納税地の所轄税務署長へ提出することが必要とされています。

英国居住者が支払を受ける著作権等の使用料については、この条約改正に伴い、平成19年1月1日以後支払を受けるべきものについては、免税の特典が受けられます。

新条約の特典条項に基づき著作権等の使用料の免税を受ける場合には、「租税条約に関する届出書」に加え、「特典条項に関する付表」、「居住者証明書」及びその支払の契約の内容を記載した書類の提出が必要とされています。

詳しくは、法人課税第4部門 源泉所得税担当
TEL 3463-9181 内線 5042

都税事務所だより

Q&A

Q 不服の申し立てや訴訟 - 納税者の救済制度について教えてください



A 都税の課税や徴収などに不服がある場合には、地方税法、行政不服審査法及び行政事件訴訟法により、不服の申し立てや取消訴訟の権利が保障されています。

不服申立て	都税の課税や徴収などの処分不服がある場合、原則として、処分のあったことを知った日(例えば、納税通知書を受け取った日)の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に審査請求(知事名で行われた処分については異議申立て)をすることができます。 審査請求書は必ず書面(正副2通)で東京都知事あてに提出してください。なお、審査請求書の提出は、都税事務所長又は支庁長を経由して行うこともできます。
取消訴訟	取消訴訟は、原則として、審査請求に対する裁決(異議申立ての場合は決定)を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないなどの場合は、裁決(決定)を経ないでも提起することができます。

納税通知書、更正・決定通知書、督促状などに、不服申し立て及び取消訴訟についての記載がありますので、ご覧ください。

固定資産課税台帳に登録された価格について不服があるときは、東京都固定資産評価審査委員会に対し、**審査の申出**をすることができます。

法律相談を利用しよう

電子証明書 (第1回)

このコーナーも第3回目となりました、今回から2回～3回に分けて、e-Taxを利用する上で重要な電子証明書について説明します。



(電子証明書とは何か?)

e-Taxは、申告や納税といった手続きをインターネットを利用して行うものです。

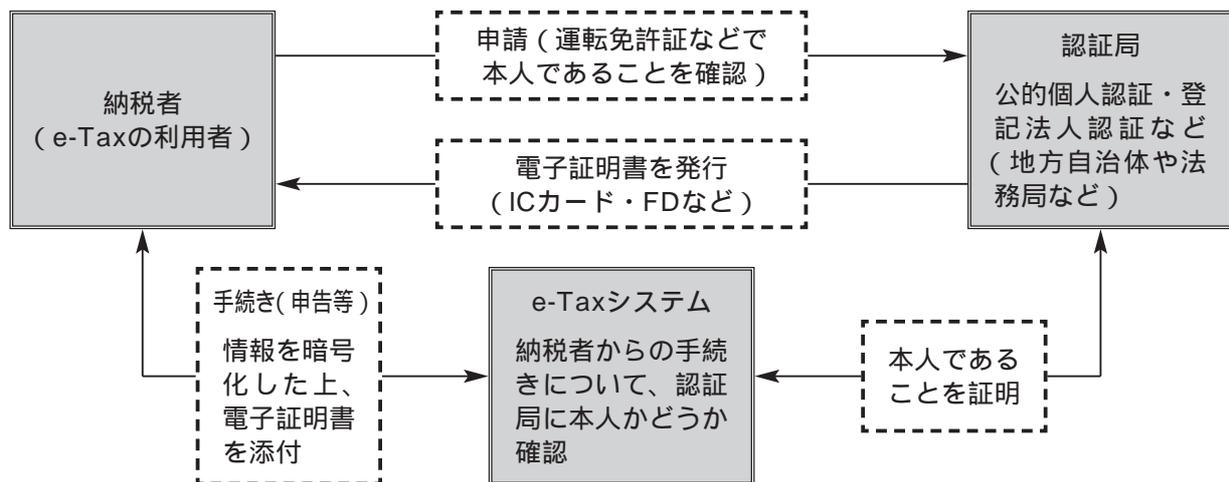
インターネットはとても便利なツールですが、相手と顔を見合わせてやり取りするものではないので、相手が本人か、その情報が正当なものかの、確認が必要です。

特に、大切な税務に関する手続きを行うわけですから、例えば、Aさんの申告を全然別のBがAさんになりまして申告するといった「なりすまし」といった不正があると大変です。

そこで、インターネットを利用する上での本人を確認するための、いわば身分証明書が必要になります。このインターネット上での身分証明書に相当するものが、「電子証明書」です。

(電子証明書の仕組みのあらまし)

e-Taxでの「電子証明書」はどんな仕組みで、本人を確認するのでしょうか。次にイメージを紹介します。



上のイメージは、かなり簡略化したものです。実際には電子証明書のほか、電子署名(情報の暗号化)などにより、改ざん等の有無や本人であることを厳格に確認しますが、仕組みは印鑑証明と同じです。

(電子証明書はe-Taxのほかに使えるのか?)

これまで、e-Taxにおける電子証明書について説明しましたが、この電子証明書はインターネットを通じた行政手続き全般(電子政府)に使用されるものですから、e-Taxに使用できるほか、身近なもの(当然ほかにもあります)では、次のような手続きにも使用することができます。

電子証明書が使える手続きの名称	行政機関	参 考
自動車保管場所証明書の申請、取得	警察署	自動車税の申告・納付など自動車を保有するために必要な手続きを一括してワンストップで出来ます。
運輸支局等における検査・登録の申請	運輸支局等	
労働保険の年度更新(保険料の精算)	労働基準監督署	就業規則(変更)届の届出なども
商業・法人登記の申請	法務局(登記所)	登記事項証明や印鑑証明書の送付請求なども

次回は、電子証明書の取得方法について、説明します。

e-taxホームページアドレス : <http://www.e-tax.nta.go.jp>

法人会 事業 アラカルト

常任理事会を開催

去る、11月20日(月)午後2時より法人会館に於いて開催した。

当日は公務多忙の中、渋谷税務署・本郷副署長、古賀第一統括官、坂井審理担当上席調査官に出席を賜り、会長挨拶に続き、本郷副署長からe-Taxの推進をはじめとする税務



本郷副署長

行政に対する協力にお礼の言葉と、会員増強に励ましと、労いのことばを述べられたあと、議事に入り、各種講習会の経過報告と予定、各委員会、部会及びブ



ックの事業報告等16の議案が承認され、3時25分に終了した。

当日、18年度ブロック・支部特別助成金を支給し有効に活用をお願いした。又、事務局から簡易保険取り扱い団体の見直しの結果、19年度の収益事業に大きな影響がでるとの報告があった。



委員会報告

(e-Tax

推進協議委員会)

去る11月16日(木)午後2時～4時法人会館において第2回目の委員会を開催した。渋谷版マニュアルソフトの作成と事務局に体験コーナーの設置など決定。

次回会報には推進体験を報告予定。



ブロック通信

各ブロックでバス研修会開催

第18ブロックバス研修会

申込みが殺到し受付初日に満席となり、25名ものキャンセル待ちを出した今年のバス研修会は、補助席を利用しての計46名の参加で11月17日(金)東京・代々木を出発しました。

天候にも恵まれ比較的暖かい気候の中、バスは長野県の横谷峡へと向かいます。車内では毎年恒例の税金クイズ。某ブロックでは出なかった全問正解者が、第18ブロックではなんと3名。税について楽しく学ばせて頂きました。

途中、お土産屋さんへ寄り、各々、今回参加できなかった社員の方やご家族を想いながらお土産を選びました。その後、バスはきれいな道中の紅葉を見ながら横谷峡に到着します。澄んだ空気と美しい渓谷を眺めながら遊歩道を少し下ると大きな滝が見えてきました。乙女が滝に打たれて祈ったことから名前がついたとは思えない程の迫力満点の「乙女の滝」。マイナスイオンをたっぷり浴びて全員で記念撮影。お腹も空いたところではないよいよお待ちかねの昼食を頂きにそのまま歩いて横谷温泉旅館へと移動しました。

昼食は自家製粉の十割りそばや松茸料理・揚げたて天ぷらなど旬の秋の味覚が食べきれないほど並び、どれをとっても美味しくみなさん大満足でした。食後は温泉タイム。信玄公の隠し湯であったというこの横谷温泉は深谷沿いの露天風呂で開放感があり、絶景を眺めながらじっくりと温まりました。また、他の団体さんとのお喋りを楽しむ方やお風呂上りに、うとうと眠りに入る方など出発の時間まで各人のんびり過ごしました。

そして最後はお楽しみのおぼどう狩りです。みなさんのご協力もあって明るい内に山梨へ到着することができました。食べ放



題では珍しい甘くて美味しい「甲斐路ぶどう」を好きな房を選んで食べ比べ、辺りがすっかり暗くなるまで夢中で和気あいあいと楽しみ、そして帰路につきました。



今回は東京では味わえないのんびりとした時間を感じることに出来たバス研修会となりました。みなさん日頃の疲れをたっぷり癒された様子で大満足の日となりました。

ブロック長 稲垣俊勝

第11ブロックバス研の旅

10月11日午前7時40分東急本店前を茨城県大洗海岸に向けて出発した。車内では会社法改正のビデオを見て、研修の目的を果たし、大洗水族館に午前10時過ぎに到着。集合写真を撮って館内、中にはいわし、あじ、鯛、ひらめ、ぶりと寿司ネタ、がいっぱいで、お昼の寿司たべぼうだいが頭に浮かび思わず舌なめずりをしてしまいました。

さて、いよいよ寿司たべぼうだいの時間になり、1時間以内好きなものを食べて良いとのこと、威勢良く食べたのですが、30分も食べたら



お腹がきつくなり、10皿がやっとでした。食後は鮮魚市場で買い物をして次の目的地アウトレットファッションクルーズ、北関東一の大きさで沢山の店が出店してるとのこと、見るだけでくたびれてしまいました。帰路途中小雨もあったけれど渋谷は雨もなく無事到着いたしました。

みんなの力で法人会を大きく育てよう

第6ブロック



日 時▶10月17日(火) 8時～18時
場 所▶日光方面
参加者▶26名

第2ブロック



日 時▶11月21日(水) 8時～19時
場 所▶伊香保昭和レトロパーク
参加者▶27名

第20ブロック



日 時▶11月7日(火) 13時～19時30分
場 所▶横浜税関
参加者▶30名

第21ブロック



日 時▶11月24日(金) 12時～19時
場 所▶JAL羽田整備工場
参加者▶25名

第8ブロック



日 時▶11月12日(日) 7時～18時
場 所▶房総勝浦朝市
参加者▶39名

第19ブロック



日 時▶11月27日(月) 18時～22時
場 所▶お台場
参加者▶22名

振替納税を利用しよう

歴史に学ぶ 戦国人間学

小和田 哲男
(静岡大学教授)

山本 勘助 軍師としての実像

「武田信玄の軍師は誰」といわれれば、ほとんどの人は山本勘助と答えるにちがいない。それほど軍師としての山本勘助の名は広く知られている。

ところが、小説や映画・テレビで当然のごとく信玄の軍師として描かれている勘助は、研究者レベルでいうと架空の軍師説が有力だった。『甲陽軍鑑』に活躍ぶりが見えるが、たしかな史料に一度も山本勘助という名前が出てこなかったからである。

その勘助が架空の軍師から実在の軍師に変わったのは、1969年のNHK大河ドラマ「天と地と」の放映がきっかけだった。番組で武田信玄の文書が紹介され、それをみた北海道釧路市の市川良一さんが「家にも似たような文書がある」と名乗り出て、そこに「山本管助」の名前があったのである。

山本勘助ではなく管助となっているが、当時、人名は宛字が使われるのが一般的であり、山本管助は山本勘助のことをさすとみてまちがいない。

注目されるのは、その文書で、勘助が信玄の文書を市河藤若という武将に届ける使者だった点である。そのこ

ろ、信濃のうちでも越後に近いところに住んでいた市河藤若は、信濃の武田信玄につくか、越後の上杉謙信につくか迷っていた。このときの手紙は、去就に迷う市河藤若に、自分の方につくことを勧誘するものだったのである。

手紙は、いまのように郵便配達が届けるわけではなく、使者が手紙をもって届けることになる。手紙そのものは、途中で敵方に奪い取られることも想定して簡単で、ふつうの場合、「くわしいことは使者が口上で申し述べる」という形であった。

つまり、山本勘助は、信玄の意を受け、手紙を市河藤若に届ける使者だったことがわかる。このような場合、使者はただ手紙を渡し、口上を伝えるだけでなく、去就を決しかねている相手に対し、味方になるよう説得もしたりする。要するに軍使である。

勘助の場合、残された史料からみると、作戦にかかわるような参謀タイプの軍師というより、呪術者タイプの軍師だったようである。



マナーの心理学 ⑥

齋藤由紀夫 東京薬科大学キャリアセンター長 / 産業カウンセラー

E.メールをいいメールに

私の手元に知人から一通の残暑見舞いが届いた。風鈴の絵柄に直筆で近況が述べられており、しかも記念切手が貼られていた。風情が感じられ、とても心温まる挨拶状であった。最近ではこのような「いいメール」にめぐりあうことが少なくなっている。

それに代わって多くなっているのが、E.メールでのやりとりである。E.メールは携帯という便利な機能に組み込まれているので、若者のほとんどが利用している。しかも、電話と違って相手の都合を考えるとなく、いつでもどこでも発信することができることから、歩きながらや電車の中でE.メールをしている人をよ

く見かける。右手に携帯、左手にバッグというのが、ファッションになっているようにも見える。

しかし、こうした光景は周りから見ると、決して「かっこいい」とは思えないし、場所によっては迷惑になることさえある。

E.メールの普及によって、失われてきているものがいくつかある。ひとつは、フェイスツーフェイスでの会話である。職場では隣同士なのにE.メールでやりとりしているという話をよく聞くが、これでは人間関係がうまくいくはずがない。もうひとつは、字を書くという習慣である。とくに手紙は、書く煩わしさから若い人からは嫌われており、ますます

書くことへの興味が薄れてきている。美しい文字でラブレターを書くという発想は、彼らにとってみれば時代遅れなのである。E.メールでは、絵文字が共通言語となっており、弥生式時代にタイムスリップしてきているといってもよい。

また、驚いたことには、手紙の書き方を知らない若者も少なくない。宛名を書かせてみれば、小さい字で隅に住所を書いたり、逆にスペースいっぱい大きな字で書く人もいて、思わず常識を疑ってしまう。

情報の伝達手段は、E.メールだけではない。手紙も電話もあることを忘れてはならない。最も大切なのは、それぞれの長所・短所を理解し、T.P.O.にあったツールを選択し、心のこもったメッセージを送るということではないだろうか。

一通の残暑見舞いが、E.メールの氾濫に警鐘を鳴らしているような気がしてならない。

この社会あなたの税が生きている

所得税の還付申告をされる方へ！

還付申告の方は、1月から確定申告書を提出することができます。
ご自分で書いて提出はお早めに！

- ・ 還付金の振込先の記入は確実にお願いします。
- ・ 振込みは、申告者（本人）名義・現住所の口座に限ります。
- ・ 計算誤りや、書類の添付漏れ等がある場合は、還付ができないことがあります。

確定申告書等作成コーナー・国税電子申告納税システム（e-Tax）^{イータックス}

	作成帳票等	利用内容	アドレス及び注意事項
国税庁ホームページ (確定申告書等作成コーナー)	所得税申告書 青色申告決算書 収支内訳書 消費税申告書	作成コーナーを利用し作成した申告書をプリントアウトし、署名・捺印の上、そのまま提出。	http://www.nta.go.jp 土地・建物等の譲渡所得のある方など、このコーナーをご利用できない場合があります。
国税電子申告・納税システム（e-Tax） ^{イータックス}	各種申告書等と納税	ホームページで作成した申告書データに電子署名をして、そのまま送信（提出）。	http://www.e-tax.nta.go.jp 新規利用の場合は、利用開始届出書の提出期限等をホームページでご確認ください。

所得税等確定申告書作成会の開催日程【国・都・区共催】

月 日	会 場	受付時間	注意事項
1月31日(水)	本町区民会館	いずれの会場も 【午前】 9時30分～11時30分 【午後】 1時～4時	申告書の作成に必要な書類(申告書・源泉徴収票等)と筆記具等をご持参ください。 所得税・消費税・住民税の申告書等の書き方のアドバイスや作成済の申告書等の受付を行います。 各会場とも自動車でのご来場はご遠慮ください。
2月1日(木)	恵比寿区民会館		
2月2日(金)	渋谷区役所5階大集会室		

問い合わせ 渋谷税務署 個人課税部門 TEL 03-3463-9181



●やぶ入り

藪入りの二人落ちあふ渡しかな

正岡子規

子規にもこんな色っぽい句がある。やぶ入りは「藪入り」と書く。時代小説に登場するものの、戦前までの習慣で、今は姿を消した。小正月の翌1月16日、奉公人らが里帰りの日と言う。

後にお盆の翌7月16日もやぶ入りといい、やぶ林のある田舎に帰るためや、宿入りといった言葉から生まれたなど、語源は諸説あるが、「本当のところはよくわからない」(日本民俗大辞典)のだ。奉公人はこの日、店の主人から新しい着物や小遣いなどをもらい、親のもとに帰った。

が、本当に実家に戻ったのは丁稚ら子どもだけで、少し大きくなると、映画や芝居を見るため歓楽街へ繰り出した。子規の句も、つかの間の逢瀬の心情を詠んだ。それが年2回ではさびしい。

●おでん

冷え込んだ夜、熱々のおでんを食べると、体の芯まで温まったような気がするから不思議だ。だしをしっかりと吸い込んだ大根や厚揚げ、コンニャクは、私たちが幸せな気分にしてくれる。

おでんの語源は田楽。串に刺した豆腐やコンニャクにみそを塗って焼いたものを指した。それが江戸時代末期、汁の中で煮る「煮込み田楽」が生まれ、おでんと称されるようになったという。

たっぷりのだしの中で種を煮るおでんだが、だしも種も地域によって大きく違う。関西では昆布が効いた薄味のだし。一方、関東ではしっかりしたしょうゆ味が主流。また、関東で定番のちくわぶは、関西にはないし、クジラや牛すじは関西だけのものだ。最近では自動販売機で買えるおでんの缶詰「おでん缶」も登場。手軽に食べられるとあって、ブームを呼んでいる。

第18ブロック法人会 会員店 紹介

岡野あつこのイタリアン・レストラン 『ルチアーノ(LUCIANO)』

東京都渋谷区代々木1-23-7 第3瑞穂ビル111号

JR代々木駅西口下車 徒歩3分

TEL/FAX : 03-3379-5877

ランチ 11:30 ~ 15:00 (ラストオーダー 14:30)

ディナー 18:00 ~ 23:00 (ラストオーダー 22:30)

定休日 日、祝(土曜はランチのみ営業)

土日、祝日はご予約いただければ営業いたします。



日々勉強にいそむ若者たちが行き交う、代々木駅西口周辺。代々木ゼミナールの校舎が建ち並ぶエリアから少々裏手に足を運ぶと、閑静な住宅街の一角に、ごんまりとした佇まいのイタリアンレストランを見つけることができます。それが今回ご紹介する『ルチアーノ』です。実はこのお店を経営するのは、夫婦の幸せのあり方や悩みについてのオピニオン・リーダーとして、近頃テレビや雑誌などに引っ張りだこの、岡野あつこさん。ちょっとした隠れ家のような趣と、季節の新鮮食材の味わいを生かした本格イタリアンに舌鼓を打ちながら、岡野さんとお話をさせていただきました。岡野さん曰く、「このお店は、私が常々感じている、優しいコミュニケーションの大切さをみなさんと分かち合いたいと思って始めました。お一人で、あるいは大切な人

や仲間で、気軽に味と雰囲気を楽しんでいただきたいですね」とのこと。しかも今回、偶然にも新年早々の紹介と知るや、「じゃあ、新しい年にみんなでハッピーになれることを祈願して特別サービスしちゃいましょう!」と、なんと『しずや法人』を見たシェフに伝えれば、飲食代を20%割引、さらに2名様以上でお越しの方には、1組につき赤ワインのフルボトルを1本サービスしていただけるそうです(2007年3月末日まで)! 岡野さんのお人柄が偲ばれる『ルチアーノ』は、きっとあなたの心をほぐしてくれますよ。



岡野あつこさん(右側)

解答

▲3五角○同銀▲2六銀○同飛▲1六金
同飛○2七金まで七手詰め。

解説

すぐに▲2六銀としますと○同玉▲1六金に○3五玉で逃がします。

初手は今逃げられて困った場所から捨てる▲3五角が好手筋です。

そして○同銀に▲2六銀とすれば今度○同玉は▲1六金までです。

○同飛に▲1六金とすれば○同飛に▲2七金で解決となるわけです。

21年間の豊富な開発ノウハウと先端技術への飽くなき挑戦!

ソフトウェアのエキスパート集団
コンピュータ事業に関するコンサルティング
<http://www.metssoftware.co.jp>
E-mail:master@metssoftware.co.jp

メッツソフトウェア株式会社
Tel 03-3379-8325
〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-15-2

会員の増加は、会員のメリットに通じる

平成18年11月入会の新入会員をご紹介します（順不同 / 敬称略）

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
2	(有)ルビコン	峯 幸男	渋谷区恵比寿南3-7-3-2F	3715-1602	アパレル
3	(有)スリーディメンション	吉田 康則	渋谷区桜丘町21-12	3463-5271	展示会、イベントの企画製作
3	(有)Ninety four	安喰 太郎	渋谷区桜丘町22-19-211	3770-5053	サービス、スポーツ
4	(株)アルプインターナショナル	木寺二三男	渋谷区広尾1-7-3	3499-1558	インテリアデザイン
4	(株)オルガフーズ	酉水 俊介	渋谷区広尾1-7-3	3499-2525	青果卸業
5	(有)サウザンド・アーツ・カンパニー	樋口 浩二	渋谷区東1-13-12	5774-6700	サービス業
5	医社団悠温会今村歯科矯正クリニック	今村 正史	渋谷区東1-14-4-106	3400-0933	歯科
6	(株)漸プロダクション	小林 治	渋谷区渋谷1-3-18-A303	3406-4346	広告企画
7	(有)マーチ商会	金 淑	渋谷区道玄坂1-11-6	3461-0729	貸ビル
10	国松商事(株)	恩田 一彦	渋谷区道玄坂2-23-13	3461-3739	飲食業、物販業
10	(株)つるや	星野 光子	渋谷区松涛2-7-10-301	3466-4360	乳製品卸
11	(有)YzONEイースト	東 幸彦	渋谷区神南1-9-10-3F	3477-7799	美容業
12	(有)スプリングレット	西田 紘司	渋谷区上原3-21-5	3469-7246	中古車販売(主として輸出)
12	(株)ウガジン商会	宇賀神誠一	渋谷区上原3-26-19	3467-8457	管工事・不動産管理
14	(株)E巧匠	長屋 穰	渋谷区笹塚2-20-1	5358-3668	ソフトウェア業
15	(有)花崎ビル	高山三恵子	渋谷区幡ヶ谷2-6-12	3376-6445	貸店舗、貸室
15	(株)バオ・ブランカ	藤川 雅彦	渋谷区幡ヶ谷3-42-4	5334-5411	イベント企画・運営・制作・事務局
18	NPO法人 グロウバル言語文化研究会	佐藤 恭子	渋谷区代々木2-23-1	3374-4841	外国語を習得して国際交流を進める
18	ジュ(株)	山崎 春雄	渋谷区代々木2-23-1		不動産業
18	(株)十都	田村 義政	渋谷区代々木2-23-1	5302-1010	不動産
19	(株)プレゼンス	間藤 渉	渋谷区千駄ヶ谷1-11-3	5771-0015	旅行業
19	ジーエムコンサルタント(株)	岡田 秀昭	渋谷区千駄ヶ谷1-21-2	3470-1283	経営コンサルタント
19	(有)フログシステム	菊池 雅樹	渋谷区千駄ヶ谷1-28-8-208	3402-2609	ウェブ広告企画制作
20	(有)エスアンドエス・トレーディング	鈴木 利弥	渋谷区神宮前2-30-5-308	5775-2495	輸入品卸
20	(有)デュエデザイン	前田 芳江	渋谷区神宮前3-2-19	3475-1037	グラフィックデザイン広告
20	(株)バンチ	老川 一平	渋谷区神宮前3-18-30	3408-9558	アパレルメーカー
20	奈良木材(株)	奈良 和彦	渋谷区神宮前3-29-1	3401-4733	木材商
21	(株)新豊	新井 健之	渋谷区神宮前6-19-16	3498-1731	貿易業
21	(株)スターストア	中野 和彦	渋谷区神宮前6-19-21	3499-0101	コンサルティング業
区外	(株)ゆのたに	服部 直人	新潟県魚沼市宇津野57-1	025-793-1111	食品製造、販売業

あなたと都税

1



- 23区内に償却資産をお持ちの方へ -

1月は固定資産税（償却資産）の申告月です

償却資産とは

土地及び家屋以外の事業用資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものです。

たとえば、印刷機や看板、機械式駐車設備等があります。

申告が必要な方 平成19年1月1日現在、償却資産を所有している方

申告先 資産が所在する区の都税事務所

申告期限 平成19年1月31日(水)

23区内の償却資産については、電子申告がご利用いただけます。詳しくは、eLTAXホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧いただくか、eLTAXサポートデスク (0570-081459) にお問い合わせください。東京都のお問い合わせ先は、各都税事務所償却資産係です。

みんなの力で法人会を大きく育てよう

「都税の還付金があります。」 こんな電話にご注意！

都税事務所・還付管理室の職員を装い、「還付金があります。」と言葉巧みにだまして、ATM（現金自動預払機）を操作させようとする事例（手口）が都内で多発しています。

東京都主税局の職員は、還付金をお渡しするために、預金口座を電話であらたに聞き出したり、金融機関等のATMの操作を求めることはありません。不審に感じたら、即答せずに、相手の氏名、所属する都税事務所名、電話番号を確認のうえ、都税事務所または主税局総務部総務課相談広報係までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

渋谷都税事務所総務課相談広報担当

電話 03-3463-4311 内 306 または

主税局総務部総務課相談広報係 電話 03-5388-2964

平成18年分確定申告期における税務署等の 閉庁日対応の実施について

日ごろから、税務行政につきまして、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当局では、平成18年分確定申告期においても、下記により閉庁日対応を実施することとしましたので、本施策に関する周知及び広報への御協力をお願いいたします。

記

1 閉庁日対応を行う税務署等

[千葉県] 銚子、館山、佐原、茂原、東金税務署を除く全税務署

[東京都] 麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、小石川、本郷、東京上野、浅草税務署を除く全税務署
(除いた税務署については、東京国税局庁舎内の合同会場にて申告書の收受等を行う。)

[神奈川県] 全税務署

[山梨県] 甲府税務署

2 閉庁日対応を行う日

平成19年2月18日(日)及び2月25日(日)

3 対応業務

申告書用紙の配布、申告相談及び申告書の收受等

◎1月の税務

- 1 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
 - (1) 提出期限...本年最初の給与支払日の前日
 - (2) 提出先...給与の支払者(所轄税務署長)
- 2 支払調書の提出 提出期限...1月31日
- 3 源泉徴収票の交付
 - (1) 交付期限...1月31日
 - (2) 交付先...(イ)所轄税務署長 (ロ)受給者
- 4 固定資産税の償却資産に関する申告
申告期限...1月31日
- 5 個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)
納期限...1月中で市町村の条例で定める日
- 6 18年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限...1月10日(年2回納付の特例適用者は18年7月から12月までの徴収分を1月10日までに納付、納期特例届出書提出者は1月20日までに納付)
- 7 11月決算法人の確定申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税
申告期限...1月31日
- 8 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税
申告期限...1月31日
- 9 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税 申告期限...1月31日
- 10 5月決算法人の中間申告 法人税・法人事業税・法人住民税 ...半期分 申告期限...1月31日
- 11 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告 消費税・地方消費税
申告期限...1月31日
- 12 消費税の年税額が4,800万円超の11月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告 消費税・地方消費税
申告期限...1月31日
- 13 給与支払報告書の提出
 - (1) 提出期限...1月31日
 - (2) 提出義務者...1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
 - (3) 提出先...給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

詰将棋

出題 六段 沼 春雄

ヒント

ジャマ駒になっている
2七の銀のさばき方を工夫して下さい。

(考慮10分で初段)



あらゆるマグネットを24時間でお届けします。

永久磁石



MAGNA 株式会社 マグナ

代表取締役 澤渡 要

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-23-1-103 TEL.03-3375-3864 FAX. 03-3375-4408
 久我山工場 〒168-0082 東京都杉並区久我山1-7-41 TEL: 03-5336-7380 FAX: 03-5336-7381
 U.S.A. Office 16 Chapin Road Unit 902 Pine Brook, New Jersey 07058 TEL: 973-227-3330 FAX: 973-227-4663
 ホームページ: <http://www.magna-tokyo.com> Eメール: sales@magna-tokyo.com

法人会の税務相談は毎月10日・20日です。

<http://www.iwakioptic.co.jp/>

 Iwaki®

